

新1年保護者説明会



日時 2022年2月4日 金曜日 14時～

受付 13時45分～13時55分

体育館入口にて

場所 町田市立相原小学校 体育館

電話 042-771-2341

次 第

- 学校長の話
- 交通安全について (南大沢警察署より)
- 説明会資料について
 - 1 心の準備
 - 2 体の準備
 - 3 通学の準備
 - 4 入学までに準備するもの
 - 5 就学援助費制度について
 - 6 教材費等の口座振替について
 - 7 給食について
 - 8 入学式について
 - 9 入学当初の学校生活
 - 10 みどり学級の生活
 - 11 サポートルームについて
- PTA について
- 「ぱお」ランドセル来館について
- 「まちとも」について
- 質疑応答

終了後

- 集団下校用色リボン配布

体育館中庭側にある机の上に色別にリボンが置いてあります。
学区図を参考にリボンをお取りになってから お帰りください。
学童入所の場合は、青色と下校色の2本をお取りください。

- バス通学者へのお知らせ

(バス通学者は、事務より説明がありますので、体育館にお残りください。)

2022年度 新一年生入学説明会資料

1 心の準備

◎学校は、学習する場（学力をつける場）

入学前までは、話し言葉を中心とした生活でしたが、これからは、文字の読み書きを学習し、各教科の基礎を学んでいきます。

◎学校は、社会性を身につけていく場

大勢の同学年や異学年の友達と一緒に活動する中で、集団生活を通して様々な力を養います。伝える力や受け流す力など、コミュニケーションの力を育てていきます。

◆入学までに身につけておきたいこと◆

けじめをつけることができる

1年生では、「今は何をやる時間なのか」、自分で判断することが必要になってきます。特に、休み時間と学習時間の切り替えが求められます。チャイムを聞き、気持ちを切り替えて学習に取り組めるように、しっかりとけじめをつけることがとても大切です。

話を最後まで聞くことができる

聞く力は、学習の基本となります。話の途中で割り込んで自分勝手に話すのではなく、周りの状況を理解しながら話をしっかりと聞くことができると、いろいろな場面で力を発揮できるようになります。落ち着いて相手の話を最後まで聞くことが大切になってきます。

友達と仲よく過ごすことができる

学校生活を楽しく過ごす上で大切なことです。自分の思い通りにならないと怒ったりすねたりするなど、自分の感情のコントロールが難しいと、友達との関わりをうまく作れないことがあります。個性を大切にしながらも、相手の気持ちを考え、素直に謝ったり許したりできることは、友達と仲よく過ごすための大切なスキルです。

自分の気持ちを伝えることができる

集団で生活する中で、困る場面に出会うこともあります。時には、我慢することも必要ですが、自分の気持ちを言葉にしなければ相手になかなか伝わりません。自分の気持ちを言葉で伝えられるように、日頃からお子さんの話をしっかり聞いてあげることが大切です。困ったことがあった時に、お子さんが自分の言葉で「先生、あのね。」や「やめてね。」など、担任や友達に伝えられるようにしましょう。

良いことと悪いことが区別できる

具体的な場面において、大人が、いいことなのか、悪いことなのかを繰り返し教えていく中で、幼いなりの分別が育ちます。また、もし、間違ったことやいけないことをしたとしても、素直に認め、反省できるように促していきましょう。

基本的な生活習慣が身についている

- 整理整頓ができる。
- 衣服の脱ぎ着ができる。たためる。
- 食事のマナーが身についている。
- トイレが正しく使える。(学校には和式トイレもあります。)
- 手洗い、洗顔、歯磨きが言われなくてもできる。
- 靴をそろえることができる。
- 危険から身を守ることができる。(けが、交通事故、不審者)
- あいさつ、ありがとう、ごめんなさいが自然に言える。
- 時間を意識して、行動できる。

各家庭での個々の躰がお子さんの土台となり、
学校での集団生活が楽しく生き生きとしたものになります。

学校は、いろいろなことが勉強でき、お友達がたくさんいて楽しいところだと思うような言葉がけをしてあげてください。

教職員一同、新しい一年生の入学を心待ちにしています。

2 体の準備

(1) 入学までの体の準備

1 1月に実施した就学時健康診断でむし歯が見つかったお子さんは、早めに歯科医で受診することをお勧めします。

また、体質的な疾患や定期的に検診を受けていることがあれば、主治医とご相談の上、早めに学校にお知らせください。生活や運動などで制限がある場合は、管理指導表を提出していただくようになります。

(2) 健康で充実した小学校生活を

小学校六年間は、幼児期から思春期前期にあたります。一年一年の心身の成長が著しく、一生にわたる健康の基礎をつくる大切な時期です。自分の体の様子がわかり、傷病の予防や治療に関心を持ち、健康が生活する上での基本であるということを理解させていきます。基本的な生活習慣の確立のためにご家庭の協力がとても重要です。

1) 生活リズム

○ぐっすり眠る

「寝る子は育つ」と言われるのは、子供の成長にとって大切な「成長ホルモン」が睡眠と大きく関係しているからです。眠り始めてすぐの深い眠りの時に成長ホルモンはたくさん分泌されます。このぐっすり深い眠りが大事です。

昼間、外で遊んで体を動かすと、寝つきがよくなり深い眠りを促します。眠る前にゲームやスマホ、テレビなど明るい光を見ると脳が興奮して寝つきが悪くなります。眠る前の1時間はリラックスタイムです。

夜は早く寝て、朝は早起きしましょう。

○すききらいしないで バランスよく食べる

朝食は必ずとりましょう。朝ごはんは体を目覚めさせ、脳のはたらきを活発にします。また、朝ごはんによって腸のはたらきが高まり排便を促します。

朝食後に排便のリズムが身につくと、一日すっきりと気持ちよく過ごせます。

栄養バランスのとれた食事は心を安定させ、健康な体をつくれます。

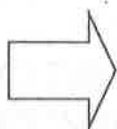
○外遊びで 体をしっかり動かす

適度な運動は体の調子を整え、骨の成長を助けます。

2) 朝の健康観察

毎朝体温を計測し、『健康観察カード』に記入・押印してください。

- ・寝起きが悪い
 - ・元気がない
 - ・顔色が悪い
 - ・食欲がない
 - ・せき、鼻水がひどい
 - ・発熱している
- など



・お子さんの様子を観察し、登校を見合わせる場合は、「連絡帳」もしくは「欠席等連絡フォーム」でお知らせください。(相原小学校HPに掲載)

・パスコード

--	--	--	--

※電話での連絡は、やむを得ない場合を除きご遠慮ください。

※パスコードについては、本日、口頭でお伝えしております。

欠席・遅刻・早退するなど、普段と違う場合は、8時20分までにご連絡ください。

※具合をみるなど遅れて登校する場合は、一人で登校させず、保護者と一緒に教室まで登校するようにお願い致します。

◎学校において予防すべき感染症について

お子さんが学校において予防すべき感染症にかかった場合、感染のおそれがなくなるまで登校できません。出席停止と言ひ、欠席扱いにはなりません。感染症の疑いがある場合は、かかりつけの医療機関で受診し、学校にお知らせください。

町田市では下記の11疾病について「登校許可証」(医師による治療証明)の提出をお願いしています。「登校許可証」は学校にあります。医療機関で記入してもらい、登校の際に学校へ提出してください。

1. 百日咳
2. 麻疹(はしか)
3. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
4. 風疹(三日ばしか)
5. 水痘(水ぼうそう)
6. 咽頭結膜熱(プール熱)
7. 結核
8. 髄膜炎菌性髄膜炎
9. 流行性角結膜炎
10. 急性出血性結膜炎
11. 溶連菌感染症

※1 インフルエンザ、感染性胃腸にかかった場合も出席停止になります。「登校許可証」はありません。「罹患届」※①を保護者が記入し、登校の際に学校へ提出してください。

※2 コロナウイルスの場合は、「新型コロナウイルス感染症に関わる登校届」※②を登校の際にご提出ください。

※3 上記の①、②の用紙は、学校HPからプリントアウトできます。

(3) 保健室について

【病気の時】→休ませて様子をみます。(原則1時間)学習ができる状態で教室へ戻します。熱がある場合(目安37.5℃以上)、教室で学習ができない場合は、保護者に連絡をしてお迎えに来ていただきます。

※早退は、一人で帰すことはできませんのでお迎えをお願いします。

【けがの時】→応急処置をします。医療機関ではないので継続的な治療はできません。医療機関にかかる場合はすぐに保護者に連絡します。

緊急時に保護者に連絡をとる場合があります。

学校から「連絡カード」と「健康調査票」を配布します。緊急時に必ず保護者に連絡がとれますよう、緊急連絡先の記入をお願いします。

途中変更の場合も、その都度、担任へお知らせください。

(4) 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

学校の管理下(登校から下校まで)で発生したけがについて、医療費が支給される制度です。ただし、すべてのけがに対して適用されるわけではありません。

詳しくは、別紙「災害共済給付制度」あらましをお読みください。

(5) 下着の着替えについて

保健室の下着は新品で対応しています。返却も新品をお願いします。

3 通学の準備

- ① 登下校は、毎日同じ通学路を通ってください。
- ② 入学前に、お子さんと一緒に通学路を歩きましょう。
 - ・ 歩道(路側帯がある所はその内側)を歩く。
 - ・ 横に広がって歩かない。
 - ・ 雨天時の傘の差し方、傘を差した場合の歩き方を教える。
 - ・ 横断歩道の渡り方を教える。
- ③ 黄色い通学帽子の上部に、集団下校コース別の色リボンをつける。
※通学帽子は校章がなくてもよい。あごひも(ゴム)をつける。



【集団下校について】

入学後しばらくは、送り先まで教職員がつき、コースごとに集団下校します。

コース	地区	送り先	リボンの色
町田街道（東）	元橋、仲町、中村、陽田、丸山	横浜線踏み切り	赤
学校の裏通り	丸山、丸山団地、中村、陽田	諏訪神社	緑
町田街道（西）	中相原	中相原会館	ピンク
バス通学1	坂下	坂下バス停	黄
バス通学2	境	相原境バス停	水
バス通学3	中相原（根岸方面）、大戸、武蔵岡	学校前のバス停	白
学校内	学童	第1中庭	青

※1 学童クラブの児童は、青色のリボンとコース別の色リボンの計2本をつけます。

※2 行きと帰りでコースが違う児童は、帰りの色リボンをつけます。

【バス通学について】

- ・ バス停での待ち方、乗り降りの仕方、車内でのマナーを教えてください。
- ・ 自分の乗るバスと、乗り降りするバス停の名前がわかるようにしておいてください。
- ・ バス通学定期購入には学校が発行する「通学証明書」が必要です。発行を希望する方は書類をご記入いただきますので、説明会終了後、会場にお残りください。
- ・ 「通学証明書」は入学式当日、教室にて学級担任からお渡しします。

※入学日より前にお渡しすることは出来ません。ご承知おきください。

（説明会を欠席された方は、電話にて事務室へお申し出ください）

- ・ 条件に合致するお子さんは、市からバス通学定期代金の2/3が補助されます。
補助金申請書類は「通学証明書」と共に学級担任からお渡しします。

条件：通学距離が1.5km以上で、かつ学区内からのバス通学者であること

※指定校変更・学校選択者は対象外です

- ・ 定期が落ちないように、ケースはテープやファスナーで口を閉めてください。

4 入学までに準備するもの

①学校で用意するもの

・教科書 (入学式当日にお渡しします。)

- | | | | |
|-------|----------------------|--------------|-------|
| ・お道具箱 | ・自由帳 | ・連絡帳 | ・連絡帳袋 |
| ・のり | ・クレパス16色 | ・12色の色鉛筆 | |
| ・粘土 | ・ネームペン (細字の油性マジックペン) | | |
| ・消しゴム | ・赤鉛筆 | ・三角鉛筆 (1ダース) | |

※ 内のものは、一括購入し、入学式当日に持ち帰ります。

※ 国語と算数ノートは、入学後、一括購入します。

(代金は入学後に集金します。)

②家庭で用意するもの

通学用カバン (背負えるもの)

筆箱・・・おもちゃのような筆箱は避け、

シンプルなもの、機能重視のもの。

下敷き・・・絵柄のないシンプルなもの

はさみ (左利きの人には左用のもの)

黄色の通学帽子・・・入学式の日から1年間かぶります。

上履き (白色)・・・靴の前とかかどに油性ペンで記名をして下さい。

☆上図参照

※児童の健康面と安全面、また、体育館履きとして体育の授業でも使うという面から「教育シューズ」をお勧めしています。

上履き袋・・・上履きを入れて、金曜日に持ち帰り、洗って月曜日に持ってきます。

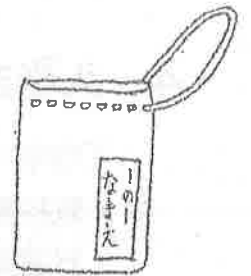
(サイズ: 30cm×20cmくらい)



★お願い★

×印のような紐部分の幅が広いものは、廊下のフックから落ちやすいので、○印のように、紐がフックにしっかりかかるものをご準備ください。

- ナフキン袋**・・・毎日持ち帰り、衛生に気をつけて下さい。
 サイズ：17cm×14cm くらい
 中身：ナフキン1枚
 (縦30～45cm×横40～60cm くらい)



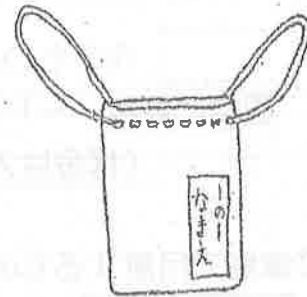
- マスク**・・・毎日着けるマスク以外に、記名した予備のものをランドセルのポケットに2枚入れておいてください。

- ハンカチ**・・・必ず記名し、毎日きれいなものを持たせて下さい。

- 体操着袋**・・・週末に持ち帰ります。

サイズ：35cm×30cm くらい

※上履き袋同様、ひもの部分の幅が広いものとフックから落ちやすいので、左のようなものをご用意下さい。

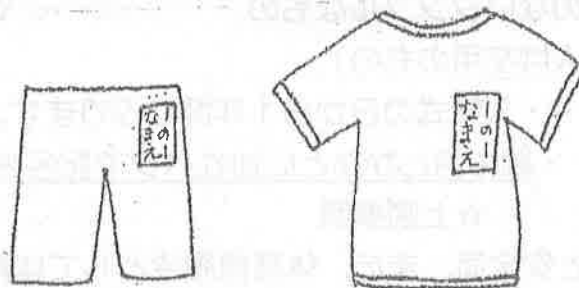


赤白帽子

体操着 上 (白色、丸首、半袖)

体操着 下 (紺色のクォーターパンツ)

※学校指定はありません。



防災頭巾と防災頭巾カバー

椅子の背もたれにかけるタイプのカバーをご用意下さい。

★ 防災頭巾 販売日 ★

入学式当日 11時半～12時半の予定 2年2組教室にて

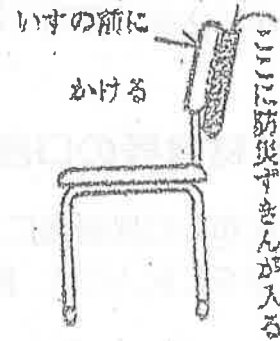
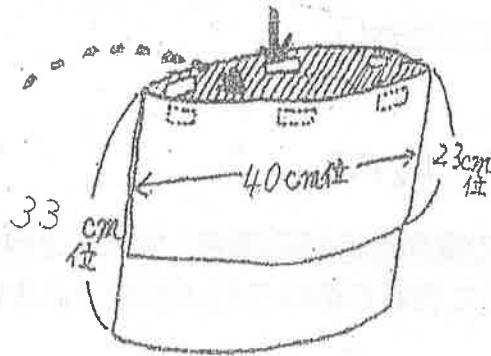
※学級指導終了後より 販売致します。

※ご希望の方は、就学時健診でお配りした「申し込み袋」にて、購入してください。

※カバーを手作りする場合 (下図を参考にお作り下さい。)

- 内側にマジックテープなどを取り付ける
- 椅子の背もたれにすっぽりとかぶせる

- 防災頭巾を入れる



手提げ袋 2つ (図書袋・音楽袋)

※よく見えるところに記名してください
※大きさの目安は、下図を参考にしてください。

手提げ袋は、以下の場面で使用します。 図書袋は、③の荷物入れとしても使います。

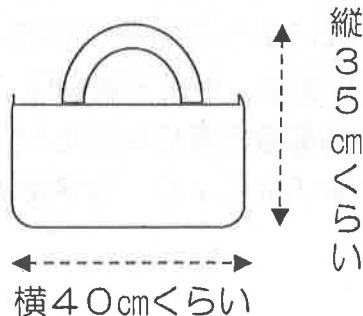
- ①図書袋として、図書室で借りた本を入れる。
- ②音楽袋として、音楽の教科書等を入れる。
- ③月曜日、金曜日の荷物を入れる。(体育着、上履き袋など)
- ④お道具箱を入れる。(学期末)

※水筒について (水分補給の際の密を避けるため、机の横のフックにかけて、一人一人が管理します。)

※紐が付いていない水筒は、水筒入れ(机横のフックにかけるため)が必要になります。

※机の横のフックに掛けた時に、床に引きずらない大きさ。

布製で、絵本や図鑑サイズの本、お道具箱が 横に入る形。



(縦 35cm × 横 40cm くらい)

5 就学援助費の制度について

学用品や給食費、校外活動費（遠足バス代金）等を市が援助（補助）する制度があります。詳しくは入学式当日に配布される書類をご確認いただき、制度の利用を希望する方は申請に必要な書類を提出してください。

6 教材費等の口座振替について

本日配布の口座振替についての書類をお読み頂き、同封の『自動払込利用申込書』に必要事項をご記入の上、期日までに最寄りのゆうちょ銀行でお手続きをお願い致します。

7 給食について

- (1) 1年生の給食の始まり
4月中旬から始まります。

- (2) 給食が始まるまでに

給食時間は、準備、片付けを含め、45分間となっています。食べる時間もしっかり確保するためにも、スムーズに準備、片付けができるよう、日頃からご家庭でも盛り付け、片付けなどのお手伝いをさせてください。骨のある魚、皮付の柑橘類も自分で食べられるよう、ご家庭でも機会を作ってみてください。

- (3) 毎月配布される献立表をご確認ください

毎月献立表を配布します。ご家庭でご覧いただき、学校で初めて食べる食品がないよう、よろしくお願ひします。特に、種実類（アーモンド、くるみ、カシューナッツ）、果物類についてはアレルギーが増えている傾向がありますのでご注意ください。

献立表を見て、給食とご家庭の食事が重ならないようご配慮ください。

内容については、なるべく手作りを心がけています。野菜・果物については、国産を使用しています。詳しい内容については、給食試食会の際に説明させていただきます。

（コロナの感染状況により 変更あり）

(4) 給食当番について

白衣は、学校で用意したものを給食当番が順番に使用します。金曜日に持ち帰りますので、洗濯、アイロンがけをして休み明けに持たせてください。ボタンや紐が取れている場合は、お手数ですが修繕をお願いします。髪の毛が長い場合は、結ぶようお願いします。

(5) ナフキンを毎日持たせてください

ナフキンは、給食時間、机の上に敷きます。毎日清潔なものを持たせてください。

(6) 食物アレルギー

食物アレルギーで、除去食等の配慮が必要な場合は、管理指導表をご持参の上、関係職員と面談し、対応について決定します。(希望に添えない場合もございます)

(7) 給食費について

1食あたり	1～2年生	230円
	3～4年生	245円
	5～6年生	265円

給食費は、食材費として使用させていただいております。円滑な給食運営のために、未納がないよう定期的に通帳残高をお確かめください。ご理解とご協力をお願いいたします。詳細については、町田市教育委員会の「給食費のしおり」をご覧ください。

相原小学校の給食は、地元の農家の方々が育てた新鮮な野菜や、子供たちが育てた野菜を使用した、美味しく、楽しく、学べる給食がモットーです。

ぜひ、楽しみにしててください。

8 入学式について

◆日時 2022年 4月6日 水曜日

受付時間 午前 9時50分 ~ 10時15分

開式 午前10時30分

(10時15分までに必ず受付を済ませてください。)

◆場所 相原小学校体育館

◆当日参列できるのは、各家庭2名まで

(未就学児は保護者の方の膝の上での参列となります。)

お願い 新1年生と参列予定の保護者は2週間前から検温を行い、検温カードに記入し、入学式当日受付にご提出ください。

◆持ち物

- | | | |
|---------------------------------|---|---------------------------|
| ① 入学通知書 | } | 受付で、手渡して提出してください。 |
| ② 健康観察カード | | |
| ③ 健康調査票 | } | 本日配布の茶封筒に入れて、受付で提出してください。 |
| ④ 連絡カード | | |
| ⑤ 2022年度 PTA 役員立候補用紙 | | |
| ⑥ 上履き袋 (中に、上履き) | | |
| ⑦ 通学かばん | | |
| ※ 防災頭巾申込み袋 (購入希望の方のみ) | | |
| ※ 保護者の方は、 <u>スリッパ</u> をご持参ください。 | | |

◆当日の流れ

1) クラス分け名簿配布 (第1中庭) 午前9時50分~10時15分

2) 受付と書類提出 (1棟 昇降口)

①入学通知書 ・ ②健康観察カード …… 手渡して提出

③ ④ ⑤ の書類 …… 本日配布の茶封筒に入れて提出

(ご記名 及び チェック欄のチェックをお願いします。)

※防災頭巾申込み袋は、茶封筒に入れず、購入までお持ちください。

3) 新1年生は、2階の自分の教室へ行きます。保護者の方は、そのまま体育館にお入りください。

- 4) 入学式 午前10時30分開始（およそ、40分間の予定）
- 5) 記念撮影（体育館にて）
- 6) 学級指導 担任の話（1年1組教室、1年2組教室）
※教室の広さの関係上、一家庭、お一人のみ お入りください。
※その他の方は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中庭でお待ちください。
- 7) 下校 12時頃の予定です。
- 8) 防災頭巾販売 2年2組教室にて（購入希望者のみ）

◆当日、持ち帰るもの

教科書・お道具箱セット・学年だより等の配布資料

9. 入学当初の学校生活について

学校生活については、学年便りでお知らせいたします。

- ① 朝は、8時に昇降口が開き、校舎の中に入れます。1年生は、支度に時間がかかります。ランドセル等の支度の後、トイレにも行きます。
8時20分からはじまる朝の会には、着席して待てるように登校させてください。
- ② 朝8時20分までの間は、担任と学級補助員の先生がしばらくの間は面倒を見ます。
- ③ 名札は、登校したらつけて、帰りには 外して帰ります。

メモ

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のあらまし

町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなられた場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方にこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。）における、児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災・害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のものうち、文部科学省令で定めるもの （給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等）	療養に要した費用（健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10）＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額（所得区分により限度額が定められている。） ＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区別される）	障害見舞金 4,000万円（第1級）～88万円（第14級） 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円（500点）以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計）が5,000円（500点）以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。例えば医療費については、病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります。**
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。**保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりません**のでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合。寄り道をしたり、別途の方法、例えばいつも歩いて通学するが、自転車等に乗って通学したようなときは含まれません。)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合もありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親子等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親子医療制度**よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親子医療制度**と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未達だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親子医療制度**からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親子医療制度**の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書又は口頭で、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」<http://www.ipnsport.go.jp/anzen/>